

大垣市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長等から平成28年度財政援助団体等監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年7月28日

大垣市監査委員	田邊	雅範
大垣市監査委員	関谷	和彦

# 措置状況報告書

(地方自治法第 199 条第 12 項に基づくもの)

## 【 監査対象：大垣市役所職員等共済会 】

措置を講じた 所管課等	指 摘 事 項	措 置 状 況
企画部人事課	<p>○ <u>補助金交付事務について</u></p> <p>1 補助金の申請時期や添付書類(事業計画書、実績報告書等)の提出について上位規範である「大垣市補助金交付規則」に沿った交付要綱を整備し、事務を行われたい。</p> <p>2 補助金を交付する所管課と、補助金を受ける共済会事務局が同一部署であるため、補助金関係書類のチェック体制が明確にされていないように見受けられた。 異なる立場であることを十分に認識し、それぞれの事務を執行するよう指導、監督も行われたい。</p> <p>3 内部事務管理において、業務の管理体制を見直し、その合规性、合理性、効率性の徹底に努められたい。</p>	<p>【検討中】平成 29 年 5 月 31 日 当該補助金における補助対象経費について、共済会食堂の運営方法の変更等により再考が必要であるため、これらと総合的に検討を進めていく。</p> <p>【措置済】平成 29 年 3 月 31 日 共済会が行う補助金交付申請は福利厚生グループ、補助金決定及び交付事務は人事グループにおいて、異なる立場であることを認識し平成 28 年度の補助金交付事務を行った。</p> <p>【検討中】平成 29 年 5 月 31 日 現行の業務管理体制の再確認を行い、問題点の洗い出し、改善方法の検討を実施し、内部事務管理の合规制、合理性、効率性の徹底ができるよう進めていく。</p>
大垣市役所 職員等共済会	<p>○ <u>経理事務等について</u></p> <p>1 伝票の決裁もれや、補助金明細書の内訳に誤りが見受けられた。内部事務管理のチェック体制を十分に機能させるため、日常業務の管理体制の見直し、事務処理手順のマニュアル化等、内部事務管理の合规性、合理性、効率性の徹底に努められたい。</p>	<p>【検討中】平成 29 年 5 月 31 日 事務処理手順の再確認の実施、問題点の洗い出し、改善方法の検討、マニュアルの制定を行い、内部事務管理の合规性、合理性、効率性の徹底ができるよう進めていく。</p>

措置を講じた 所管課等	指 摘 事 項	措 置 状 況
	<p>2  決裁区分に特に定めがなく、年度間で決裁者に違いが見受けられた。責任の所在を明確にするため、決裁区分等の処務規程を整備されたい。</p> <p>3  備品管理において共済会会則等に規定がなく、在庫管理も曖昧であった。備品購入費で購入するものの定義を設け、備品台帳を整備し財産管理を適正に行われたい。</p> <p>4  積立金が満期となった場合に、同額を継続更新する際の元金分について、伝票起票が行われていない。一般会計に準じ、「総計予算主義」に基づき、すべての収入、支出について伝票起票されたい。</p>	<p>【措置済】平成29年4月1日 市の専決規定にならい、決裁区分を整備した。</p> <p>【措置済】平成29年4月1日 償却資産のみ台帳管理していたが、市の規定にならい10千円を超える備品類も管理するため、台帳管理を行うものとした。</p> <p>【検討中】平成29年5月31日 年度内実施を目指し検討している。</p>